

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 7 月 1 日～ 2030 年 6 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率 50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、取得率 80%以上

目標 2：計画期間内に、従業員一人当たりの法定時間外労働を月平均 20 時間未満とする。

<対策>

- 2025 年 6 月～ 各職場における休業者の業務力バリエーションの検討（業務体制の見直し、複数担当者制、システム化など）・実施
- 2025 年 7 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を 年 1 回実施
- 2025 年 7 月～ 業務内容の見直し、DX 化による事務の効率化などの取組実施
- 2025 年 7 月～ 社内報等による制度の社員への短時間勤務制度の周知